

兵庫県立播磨農業高等学校
令和7年度
いじめ防止基本方針



目次

	頁
1 学校の方針	1
2 基本的な考え方	1
3 いじめ防止などの指導体制	
(1) 日常の指導体制	1
(2) 未然防止等の年間指導計画	1～2
(3) 組織的対応	2
4 ネットいじめへの対応	2
5 重大事態への対応	
(1) 重大事態とは	3
(2) 重大事態への対応	3
6 その他の事項	3
別紙1 校内指導体制及び関係機関	4
別紙2 学校生活アンケート	5～7
別紙3 令和7年度 年間指導計画	8
別紙4 緊急時の組織的対応	9

1 学校の方針

本校は、地域社会の担い手を育てるとともに、「夢」と「志」を持ち、豊かな心とたくましい体を培い、国の基幹である農業をよく理解し、その充実と発展を図る能力と態度を備えた有為な人材を育成することを目指している。そのために、県内唯一の農業経営者育成高等学校として文部科学省からの指定を受け、広大な校地（30ha）に農業施設・設備を備え、実験・実習を重視した農業教育と寄宿舎教育を展開している。特に、動植物の栽培と飼育を通じて「命」の大切さ、人との協調性や相互の信頼関係を育てる教育活動に取り組んでいる。

また、学校の活性化と同時に地域の活性化を図るために地域と連携し、住民参加授業（播磨アグリスクール）、校外農業研修、加西市内のこども園への保育実習の実施など、地域を巻き込んだ活動を通して、生徒の社会性と規範意識を高めるとともに、加西市社会福祉協議会と連携したボランティア活動への参加や農産物の販売実習等を通じて、地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

2 基本的な考え方

いじめ問題への取組にあたっては強い意志の下、その達成目標として「いじめを根絶する」を設定する。そのために、学校全体で組織的に取組む必要がある。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に迅速に対応するための「いじめ防止基本方針」を定め、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととする。また、組織が有効に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に定期的な点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築きながら、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するキャンパスカウンセラー、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のための学校生活アンケートを別に定める。

別紙2 学校生活アンケート

さらに「障害者差別解消法」の施行に伴う「合理的配慮」を実現するため、特別支援教育推進委員会を中心に中学校や関係諸機関との連絡を密に行い、職員間の情報共有を確実に行う。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 令和7年度年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

4 ネットいじめへの対応

ネットいじめに対する職員と生徒の対応力を向上させるため、インターネットマナーに関する講演会を実施する。また保護者への啓発を行うため、PTAとの連携を図る。さらに、外部団体が開催するインターネットマナーに関するフォーラムなどに本校生徒を参加させて、そこで得た知識を活用して、本校生徒会によるスマホの校内ルールを作成し、本校生徒間での定着を図るなど、インターネットによるいじめや犯罪の防止に向けて、啓発活動を推進する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、病気やけがなどの正当な事由がなく生徒が連続して欠席している場合、担任・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行う。さらに正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、生徒本人の状況の確認ができていない場合は、校長は県教育委員会へ報告を行う。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告する。そして校長のリーダーシップの下、いじめ対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門を加えた組織で調査し、学校が組織的に対応して、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

6 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報の発信を実施している。

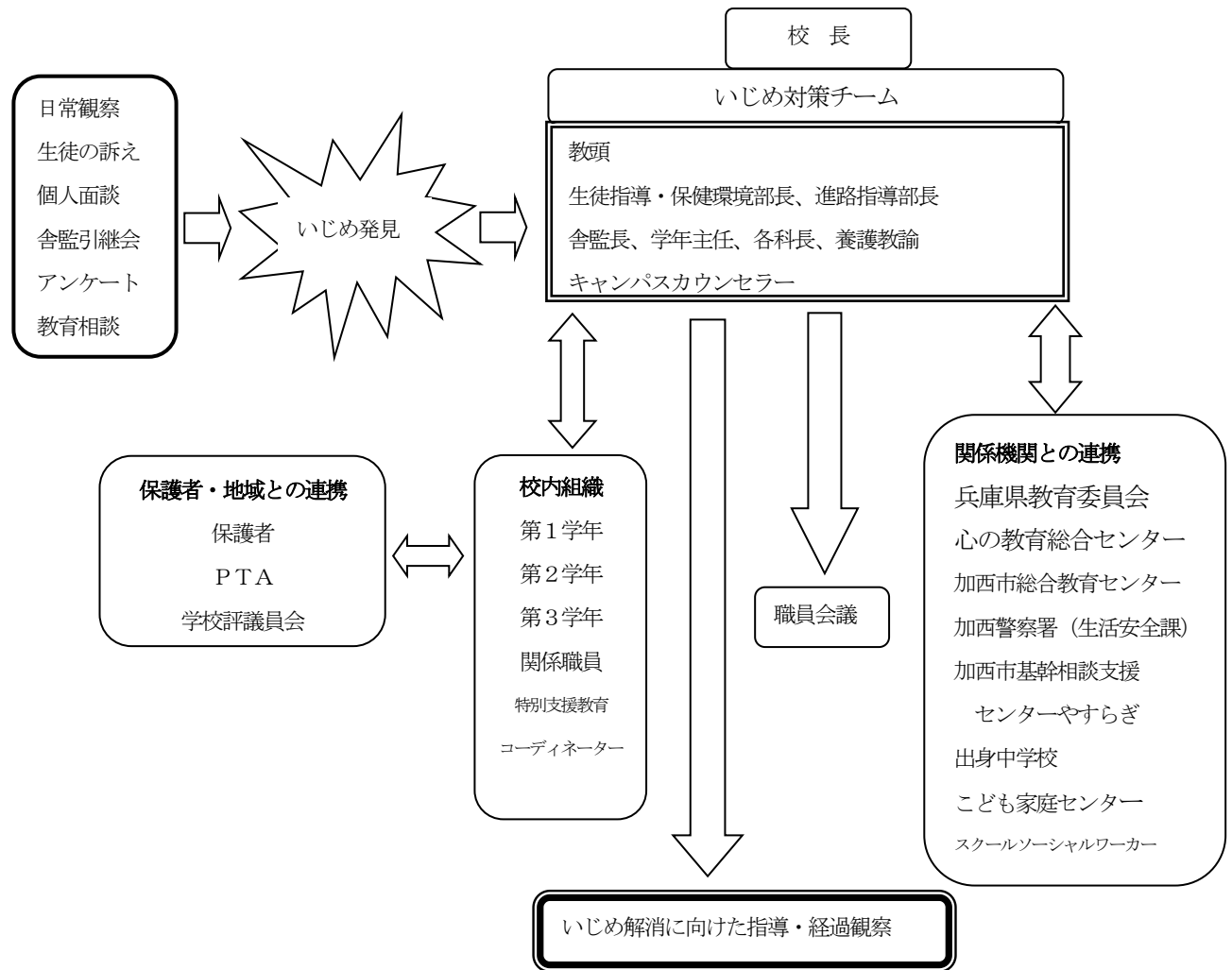
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように、取り組む。

さらに、学校評価アンケートにいじめ防止対策についての評価項目を新たに設け、取り組みを検証するとともに職員・生徒・保護者の意見を取り入れて基本方針や具体的な取り組みを見直す。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

- ・いじめ対策チームの開催（随時開催）
- ・事案発生時、緊急対応会議の開催（通年）



別紙2 学校生活アンケート

年	組	番
氏 名		

令和7年度 第1回 学校生活に関する意識調査

＜最初によく読んでください！＞

○令和7年4月からの生活を振り返って、教えてください

○まず初めに、この用紙に回答を記入してください

○その後、この用紙と同じ回答をマークシートに記入してください

〔質問1〕 令和7年4月以降のあなた自身を振り返って、次の行為①～⑭について該当する項目に「○」印をつけて、回答してください。
尚、同じ項目での複数の回答を認めます。（例；「されたことがある」と「見たことがある」の両方に「○」印をつける）

※必ず、ご自身の名前を記入してください

	行 為	したことがある	されたことがある	見たことがある	該当なし
	※マークシートで塗りつぶす番号 ⇒	①	②	③	④
1	特定の人をからかったり、直接悪口や嫌味を言う				
2	無茶ぶりをする（特定の人にコメントやネタを強要する）				
3	他の子とは違うように強い口調で話す				
4	肩パンチをする				
5	プロレス技をかける				
6	暴力をふるうそぶりをする				
7	暴力をふるう				
8	自販機やコンビニにジュースなどを買いに行くように言う				
9	おごることを強要する				
10	金品を要求する				
11	私物に落書きをする				
12	私物を隠す				
13	私物を壊す、奪う				
14	集団で無視をする				

15	仲間ハズレにする				
16	陰で悪い噂を流す				
17	メールでからかう				
18	SNS等(LINE,X,インスタグラム,facebook)で個人が特定できる画像を投稿する				
19	SNS等(LINE,X,インスタグラム,facebook)で特定の人をグループから外す				
20	SNS等(LINE,X,インスタグラム,facebook)で特定の人の噂話をする				
21	SNS等(LINE,X,インスタグラム,facebook)で特定の人を非難する				

【質問2】 今年の4月以降のあなたについて、当てはまるものに○印をつけてください

(複数回答可)。

22	今現在、いじめられている	
23	いじめられていたが、今はいじめられていない	
24	いじめを見たことがある(今も続いている)	
25	いじめを見たことがある(今は無い)	

【質問3】 もしあなたが、いじめられた時に相談できる人はいますか。当てはまる人に○印をつけてください。

(複数回答可)

※必ず、 うめさなこ田中ひなな	26	親	
	27	兄弟姉妹	
	28	親戚等	
	29	友人	
	30	担任	
	31	担任以外の教師・舎監	
	32	スクールカウンセラー	
	33	インターネット上での知人	
	34	いじめ電話相談等の公共機関	
	35	その他()	
	36	あえて誰にも相談しない	
	37	相談できる人がいない	

【質問4】 誰かがいじめられていることに気がついたとき、あなたはどのようにしますか。当てはまるものに○印をつけてください。その他の場合は、具体的に書いてください。(複数回答可)

※必ず、 うめさなこ田中ひなな	38	見て見ぬふりをする	
	39	やめさせようと、努力をする	
	40	誰かに相談する(親、友人、教師)	
	41	その場から立ち去る	
	42	その他()	

<裏面に続く>

【質問5】 友人から悩み（いじめ以外も含む）の相談を受けたなら、あなたはどのようにしますか。当てはまるものに○印をつけてください。その他の場合は、具体的に書いてください。（複数回答可）

※※※ 35分30秒以内

43	友人の話を聞くことに専念する	
44	自分なりの考えをしっかりと伝える	
45	周囲の大人（親、教員、スクールカウンセラーなど）に相談することをすすめる	
46	相談を受けている素振りをする	
47	その他（ ）	

【質問6】 今年の4月以降のあなたについて、友人から悩み（いじめ以外も含む）

などの相談を受けたことがありましたか。当てはまるものに○印をつけてください。

※※※ 35分30秒以内

48	①	あった	
	②	なかった	
	③	どちらとも言えない	

【質問7】 【質問6】で①「あった」、③「どちらとも言えない」を選んだ生徒のみが回答してください。

友人から悩みなどの相談を受けた後、あなたはどのようにしましたか。当てはまるものに○印をつけてください。

49	自分の親に、相談をした	
50	自分の兄弟姉妹に、相談をした	
51	自分の親戚等に、相談をした	
52	他の友人に、相談をした	
53	自分の担任に、相談をした	
54	自分の担任以外の教師・舎監に、相談をした	
55	スクールカウンセラーに、相談をした	
56	インターネット上での知人に、相談をした	
57	いじめ電話相談等の公共機関に、相談をした	
58	その他（ ）	
59	他の誰にも相談をしなかった	
60	相談できる人がいなかった	

【質問8】 学校生活は楽しいですか。当てはまるものに○印をつけてください。

※※※ 35分30秒以内

61	①	楽しい	
	②	どちらかと言えば楽しい	
	③	どちらかと言えば楽しくない	
	④	楽しくない	

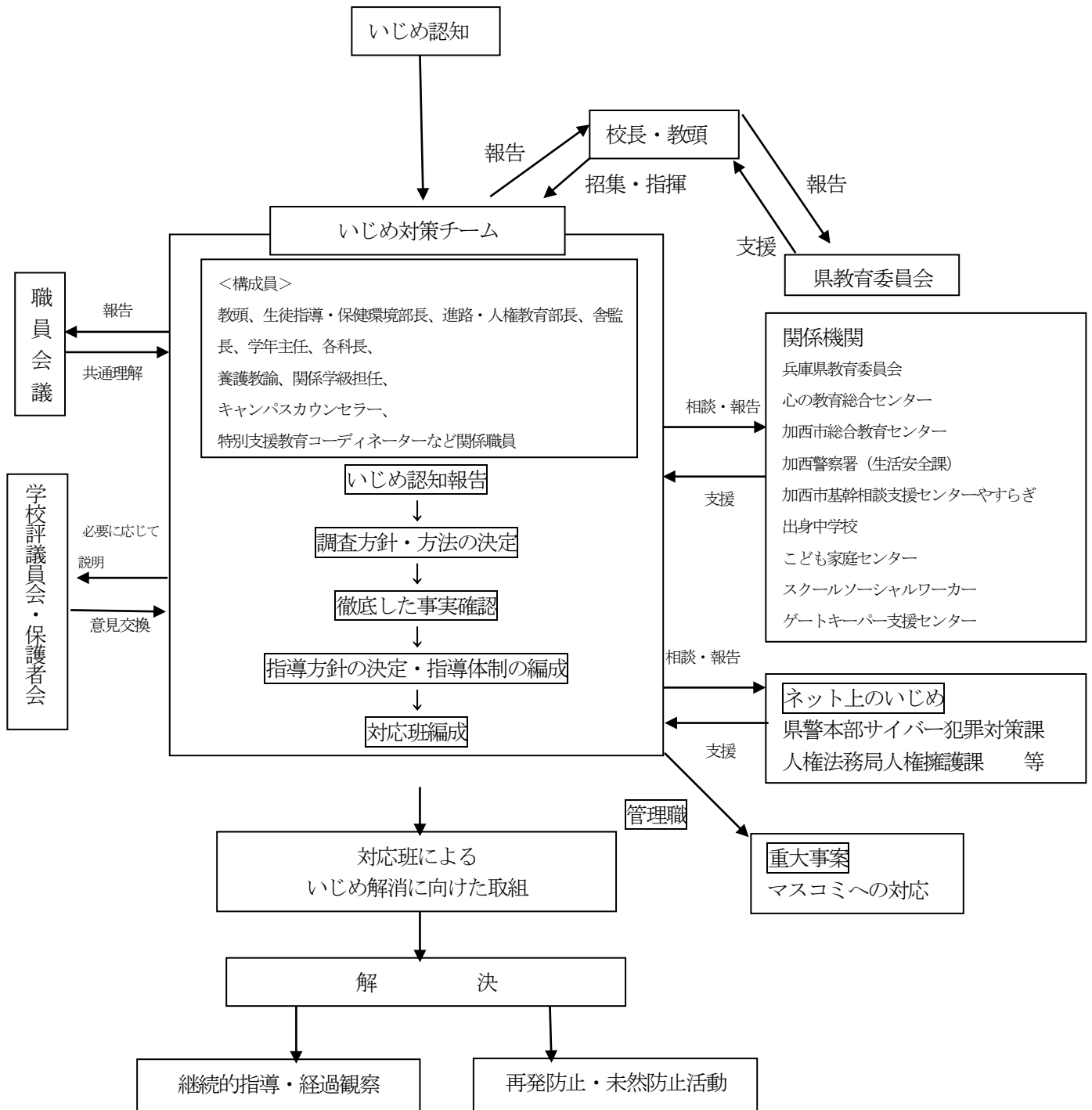
（以上）

別紙3 令和7年度 年間指導計画

	職員会議等		未然防止に向けた取り組み		早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策チーム① (指導方針・計画作成)	事 案 発 生 時 い じ め 対 策 チ ー ム 職 員 会 議	入学前の中学校との情報交換	あ い さ つ 運 動 (登校指導)	
			学級づくり、ネット犯罪防止講演		教育相談
			ボランティア活動		個別面談
5月	保護者向け啓発		ボランティア活動		教育相談
	職員研修会 (自他の命を大切にする心を育む教育)				
6月	いじめ対策チーム② (アンケートの分析)		LHR① (自殺予防教育プログラム)		学校生活アンケート①
			ボランティア活動		教育相談
7月	いじめアンケートの 分析報告会		ネット犯罪防止講演 薬物乱用防止教室		教育相談 三者面談
	カウンセリング研修会		ボランティア活動		
8月			ボランティア活動		
9月	いじめ対策チーム③ (アンケートの様式検討)		LHR (面談週間にむけて)	あ い さ つ 運 動 (登校指導)	面談週間 教育相談
			ボランティア活動		
10月	職員研修会 (自殺予防)		ボランティア活動		教育相談 学校生活アンケート②
					公開授業
11月	いじめ対策チーム④ (アンケートの分析)		LHR② (自殺予防教育プログラム) ボランティア活動		教育相談
					教育相談
12月	いじめアンケートの 分析報告会		学校評価アンケート ボランティア活動		教育相談 三者面談
1月	いじめ対策チーム⑤ (アンケートの様式検討)				個別面談 教育相談
			ボランティア参加		学校生活アンケート③
2月	カウンセリング研修会		ボランティア参加		教育相談
	いじめ対策チーム⑥ (アンケートの分析)		LHR③ (自殺予防教育プログラム)		
3月	いじめアンケートの 分析報告会		ボランティア参加		
	いじめ対策チーム⑦ (今年度の総括)		LHR (1年を振り返って)		

職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
・いじめ対策チームは、アンケートの様式や分析を精査し、その報告を通して、職員間の共通理解を図る。	・心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」や「自殺予防教育プログラム」をホームルーム活動に取り入れる。 ・ボランティアへの参加を通して、社会性の涵養を促す。	・キャンパスカウンセラーとの連携を密にして、情報交換や要配慮生徒の観察などを、組織的に取り組む。

別紙4 緊急時の組織的対応



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分な安全を確保し、事実確認を組織的に行う。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- いじめを受けている生徒及び保護者への支援を行う。
- いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- 観衆や傍観者となっている生徒にも注意を払い、彼らがいじめを抑止する「仲裁者」に転換するような指導を心掛ける
- 学級担任やいじめを発見した職員が問題を抱え込むことがないよう、いじめ対策チームを中心として情報を共有し、組織的に対応する。